

個人市民税

●給与所得と税金

Q 私の給料から引かれている税金は何ですか？

A 給与所得者の方が給与をもらうときには、すでに税金が引かれている場合があります。その税金は、所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税・森林環境税です。

●所得税及び復興特別所得税（国税）

◆源泉徴収と年末調整

所得税及び復興特別所得税は、まず、毎月の給与や賞与などから、その支給金額に応じた税金が引かれます（源泉徴収）。

しかし、源泉徴収では、生命保険料控除などは加味されませんし、また、年の途中で扶養親族の数が変わることもあります。

このため、その年の最後の給与などを支払う際に、1年間の正しい所得税及び復興特別所得税額を計算し、すでに源泉徴収された合計額と差し引きして精算します。この精算を**年末調整**といいます。

◆給与所得者の確定申告

大部分の給与所得者は、年末調整でその年の所得税及び復興特別所得税の精算が済みますが、次のような人は確定申告をしなければなりません。

①給与の収入金額が2,000万円を超える人

②給与を1か所から受けていて、かつ、給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人

※市民税・県民税においては20万円以下でも申告が必要です。

③給与を2か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人

※市民税・県民税においては20万円以下でも申告が必要です。

また、上の①～③にかかわらず次のような人は確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

ア 多額の医療費を支払った人（医療費控除）

イ 住宅ローンでマイホームを取得した人（住宅借入金等特別控除など）

ウ 災害や盗難にあった人（雑損控除など）

●市民税・県民税（地方税）、森林環境税（国税）

◆前年所得課税と特別徴収（給与からの引き落とし）

市民税等も給与から特別徴収されますが、所得税の場合とそのしくみが異なります。

所得税は、毎月の給与の金額に応じて源泉徴収される現年所得課税の方法がとられているのに対し、市民税等は、前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます。この課税方法を前年所得課税の方法といいます。

そして、前年所得課税の方法により計算された市民税等は、毎年5月に市町村から各会社等（特別徴収義務者）へ通知され、当年6月から翌年5月までの給与から差し引かれます。これを市民税等の特別徴収といいます（市民税等は、賞与などの特別な手当からは特別徴収されません）。

◆就職と退職と市民税等

市民税等は前年所得課税のため、初めて就職した年には、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給与まで市民税等の特別徴収はありません。

◎就職して

●1年目

令和7年4月入社（令和6年12月までは所得なし）

➡令和7年度の市民税等は非課税です。

●2年目以降（令和8年6月から）

➡前年の所得に対して市民税等が課税されます。

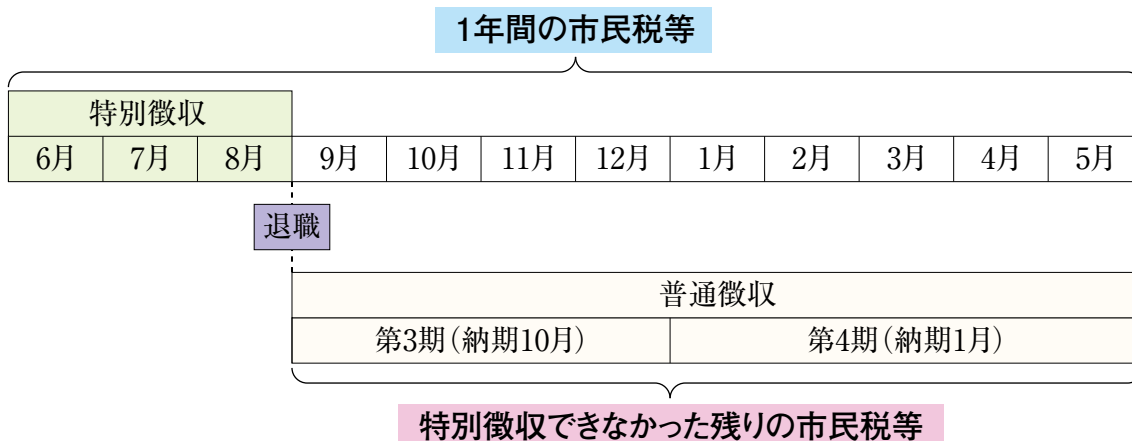
この年以降毎年、給与からは所得税が源泉徴収、市民税等が特別徴収されます。

◎退職して

令和6年1月から12月までの所得に対して、令和7年度の市民税等が課税されており、令和7年6月以降に特別徴収によって納入されていたが、退職により特別徴収ができなくなった場合は、その月以降の市民税等は個人で納付していただくことになります（退職時に一括徴収した場合を除く）。

●退職した年（令和7年8月退職で、8月分まで引き落としがあった場合）

給与からの引き落としは令和7年8月分で終了し、残った税額は納付書等により個人で納付となります。



●翌年（退職日以降収入がない場合）

令和7年1月から8月までの給与に対して市民税等が課税されます。
 令和8年6月に納付書を送付しますので、納期限までに個人で納付してください。（口座振替を設定されている方には、課税明細及び納税通知書のみ送付します。）

個人市民税

●年の途中で引っ越した場合の市民税等は？

Q 私は令和7年4月12日にA市から豊橋市に引っ越してきました。ところが、6月にA市から令和7年度市民税等の納税通知書が送られてきました。

私の市民税等は豊橋市に納めるのではないのですか？

A 市民税等は毎年1月1日現在住所のある市区町村で課税されます。したがってあなたの場合は、令和7年1月1日現在A市に住所がありましたので、現在豊橋市に住んでいても、令和7年度分の市民税等はA市に納めることになります。

個人市民税

●市民税等は年金から特別徴収（引き落とし）される？

Q 私は令和7年度の市民税等を6月と8月に金融機関で納付しましたが、10月の年金から市民税等が特別徴収されています。なぜですか？

A 一定の要件（年齢65歳以上など）を満たす方の市民税等が公的年金から特別徴収されています。これは市民税等の納付方法を変更するもので、新たな税負担が発生するものではありません。

特別徴収が開始される年度は、第1期と第2期は前年どおり口座振替や納付書等で納付していただいて、残額は10月、12月、翌年2月の年金から特別徴収されます（例1参照）。なお10月以降の年金からの特別徴収分を口座振替や納付書等で納付することはできません。

個人市民税

Q 令和7年度の市民税等は令和8年2月の年金からの特別徴収で払い終えているはずですが、翌年度令和8年4月の年金からの特別徴収はどのように計算されるのですか？

A 市民税等が年金からの特別徴収の対象となっている方は、翌年度の市民税等について、前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額が4月、6月、8月の年金からあらかじめ特別徴収（仮徴収）されます。翌年度の市民税等は、年税額から仮徴収分を差し引いた残額が10月、12月、翌年2月の年金から特別徴収（本徴収）されることになります（例2参照）。

（例1）年金受給者Bさんの令和7年度より年金からの特別徴収が始まる場合

（令和7年度）年税額 24,700円		
納付時期	金額	納付方法
第1期（6月）	6,400円	普通徴収
第2期（8月）	6,000円	
令和7年10月	4,100円	特別徴収
12月	4,100円	
令和8年2月	4,100円	

（例2）Bさんの令和8年度市民税等が22,400円である場合（※）

（令和8年度）年税額 22,400円		
納付時期	金額	納付方法
令和8年4月	4,100円	特別徴収 （仮徴収）
6月	4,100円	
8月	4,100円	
10月	3,500円	特別徴収 （本徴収）
12月	3,300円	
令和9年2月	3,300円	

（※）令和8年度に仮徴収される金額は、前年度の公的年金にかかる年税額の2分の1に相当する金額となります。

個人市民税

Q 私の夫は、令和7年9月に亡くなりました。令和7年度の市民税等のうち3期分と4期分が残っていますが、これらも納める必要があるのでしょうか？

A ご遺族等の相続人の方に納めていただく必要があります。
市民税等は、賦課期日（1月1日）に住んでいる方に対して、前年中の所得金額を基準として課税されます。1月2日以降に亡くなった方の市民税等については、ご遺族等の相続人の方が納税義務を引き継ぐことになります。
（参考）亡くなった方の課税について、具体的には次のようになります。

●令和7年9月に亡くなった場合

令和7年度…課税されます（残りのある場合は、相続人の方が納付）

令和8年度…課税されません

令和9年度…課税されません

●令和8年2月に亡くなった場合

令和7年度…課税されます（残りのある場合は、相続人の方が納付）

令和8年度…課税されます（相続人の方が納付）

令和9年度…課税されません

個人市民税

Q 私は今年の10月に障害者手帳を交付されました。税金の軽減が受けられますか？

A 今年の所得税または来年度の市民税等において、所得・控除内容や障害の程度によって税金の軽減を受けられる場合があります。

●所得税が関係する方

今年の会社での年末調整または翌年の所得税の確定申告の際に障害者手帳が必要です。

●所得税が関係しない方

今年の会社での年末調整または翌年度の市民税・県民税の申告の際に障害者手帳が必要です。

個人市民税

Q 私の市民税等には、被扶養者である妻の市民税等が含まれているのでしょうか？

A 含んでいません。市民税等は、扶養に関係なく各個人ごとの所得を基礎として課税されます。

個人市民税

Q 納税通知書が届きません。

A 納税通知書が自宅に届かないのは、次のような場合が考えられます。

- 市民税等が給与からの特別徴収（引き落とし）のみの方
- 市民税等がかからない方 など

個人市民税

Q 所得税の確定申告を税務署で行いましたが、市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 申告は不要です。

確定申告により市民税・県民税の申告書も提出したことになります。なお、所得税の確定申告書第二表の住民税に関する事項（16歳未満の扶養親族、配当割額控除額、寄附金税額控除等）および扶養親族、障害者控除、ひとり親又は寡婦控除等の記載もれがないように、申告の際には十分ご注意ください。

個人市民税

Q 私は昨年全く収入がありませんでしたが、市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 申告は必要です。

この申告は、あなたの昨年中の所得について申告していただくもので市民税等を算出する基礎となります。また国民健康保険税、介護保険料などの計算、福祉年金の給付などの資料としても重要なものとなります。

申告されませんと、公営住宅、各種手当、高校授業料の軽減、保育園、融資などに必要な所得証明書等を発行できませんのでご注意ください。

個人市民税

●給与や公的年金の他に副収入がある場合

Q 勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、15万円ほどの原稿料をいただいています。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞きましたが、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A 申告は必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要とされています。しかし、市民税等にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、副収入額の多少にかかわらず市民税・県民税の申告が必要です。

Q 私は、公的年金の他に生命保険会社から個人年金も受け取っています。所得税の場合は、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要と聞きましたが、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A 申告は必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要とされています（ただし、この場合でも、所得税の還付申告をすることができます）。

しかし、市民税等にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、副収入額の多少にかかわらず市民税・県民税の申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の収入がない場合は、医療費控除、地震保険料控除、ひとり親又は寡婦控除や、年金から引き落とされていない（窓口や口座振替で支払っている）社会保険料等についての控除の適用を受けようとする場合などには、市民税・県民税の申告が必要です。

また、所得税につきまして、確定申告不要の方であっても、上記のような控除を適用することにより還付される所得税額が発生する場合には、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

個人市民税

●パート収入と市民税等の関係

Q 私の妻はパートに出っていますが、年間収入がいくらになると妻に市民税等がかかりますか？また、年間収入がいくらまでだと、私の配偶者控除の対象になるのでしょうか？

A 扶養親族がいない場合、年間給与収入が97万円を超えると市民税・県民税がかかります。配偶者控除の対象となるのは、年間給与収入が103万円以下の場合です。収入と控除の関係は下表をご覧ください。

前年中の合計所得金額 (年間の給与収入)	市民税・ 県民税	所得税	配偶者控除	配偶者 特別控除
42 万円以下 (97 万円以下)	かからない (※ 1)	かからない	対象	対象外
42 万円超 48 万円以下 (97 万円超 103 万円以下)	かかる (※ 2)			
48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万円以下)		かかる (※ 2)	対象外	対象
133 万円超 (201 万円超)				対象外

(※1) 年間の給与収入が96.5万円を超えると森林環境税がかかる場合があります。

(※2) 控除等がある場合、かからない場合もあります。

●扶養控除を受けるには

・お子さんの収入がアルバイト（給与）のみの場合

前項の配偶者控除の対象となる103万円以下と同じです。

・ご高齢の方の収入が公的年金のみの場合

65歳以上の人は公的年金収入が158万円以下、65歳未満の人は108万円以下であれば扶養控除の対象となります。

・家賃・事業収入や利子・配当などの収入がある場合

収入（1年間の家賃収入等）から必要経費（固定資産税等）を引いた所得金額が48万円以下であれば、扶養控除の対象となります。

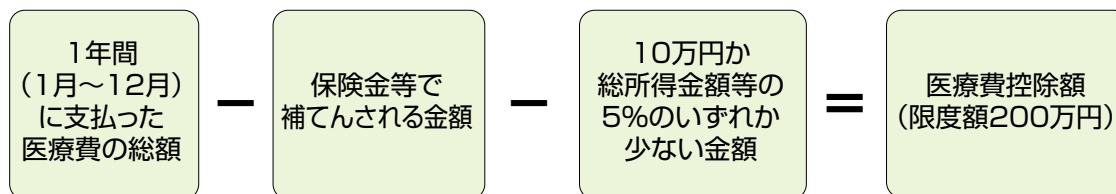
※給与や公的年金、その他の所得を合計した額が48万円以下であれば扶養控除の対象となります。

個人市民税

Q 医療費控除額の計算方法は？

A 納税者本人や家族のために医療費を支払った場合、所得税、市民税等について一定の所得控除を受けられます。これを医療費控除といいます。

●医療費控除の計算方法



（注）医療費は実際に支払ったものに限り、未払い分は実際に支払った年の控除の対象となります。保険金等で補てんされる金額とは、生命保険から支給される入院給付金等の各種給付金、社会保険等から支給される療養費、出産育児一時金などが該当します。

●医療費控除を受けるための手続き

- ①確定申告、または市民税・県民税の申告が必要です。
- ②医療費控除の明細書と申告書を提出してください。年末調整では医療費控除は受けられません。
- ③医療費控除の特例（※）分がある場合、従来の医療費控除とのどちらか一方のみ適用を受けることができます。

※医療費控除の特例：スイッチOTC医薬品（医療用から転用された一部の医薬品）の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合には、その購入費用（上限年間10万円）のうち12,000円を超える額を所得控除できる制度。

●対象となる医療費の範囲

- 1 医師、歯科医師に支払った診療代、治療代
- 2 治療、療養のための医薬品の購入費（一般の薬局での購入も可）
- 3 病院や診療所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所へ支払った入院費、入所費
- 4 治療のためのマッサージ、はり、灸、柔道整復などの費用
※医師の処方が必要な場合があります。疲れを癒すなど、治療に直接関係のないものは対象となりません。
- 5 保健師や看護師などに支払った療養（在宅療養含む）上の世話の費用
- 6 助産師による分べんの介助料
- 7 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- 8 次のような費用で、医師等による診療等を受けるために直接必要なもの
 - (1)通院費用、医師等の送迎費、入院中の食事代や部屋代（特別室・個室を除く）、医療器具の購入代や賃借料など（自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金等は対象外）
 - (2)義手、義足、松葉杖などの購入費
 - (3)6ヶ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代
※医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は「おむつ使用証明書」に代えて市が発行する「介護保険主治医意見書記載内容確認書」でも可

固定資産税**●年の途中で土地・家屋の売買等があった場合は？**

Q 私は、令和6年11月に自己所有の土地と家屋の売買契約を締結し、令和7年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和7年度の固定資産税は、誰が納めることになるのですか。

A 令和7年度の固定資産税はあなたに課税されます。

固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日（1月1日）時点の登記簿・補充課税台帳に所有者として記載されている人に対して課税されることになっているからです。そのため、年の途中で売買等により所有者でなくなった場合でも、その年の1月1日時点の所有者であるあなたが、その年度の固定資産税を納める義務があります。

なお、年の途中で家屋を取り壊した場合も、その年の1月1日時点の状況で課税されますので、その年度の固定資産税を納める必要があります。

軽自動車税（種別割）

●軽自動車を廃車した場合、軽自動車税（種別割）は？

Q 今年の4月7日に軽自動車を廃車にしたのに、なぜ今年度の税金を払わなくてはならないのですか。

A 軽自動車税（種別割）は、賦課期日（4月1日）において所有している方に課税されるものであるため、4月7日に廃車しても今年度は課税されます。（軽自動車税（種別割）においては、月割課税の制度はありません。）

なお、逆に4月7日に軽自動車を取得した場合には、今年度は課税されません。

市税証明

●市税の証明・閲覧の手数料は？

Q 市役所ではどのような市税の証明書を発行していますか。

A 以下の表のとおりです。

区 分	主な使用目的	手数料
市民税に関する証明	所得証明書	1年度 200円
	課税証明書	
	非課税証明書	
固定資産税に関する証明等	固定資産評価証明書	1枚 200円
	固定資産公課証明書	
	固定資産証明書	
	家屋証明書	
	住宅用家屋証明書	1件 1,300円
	地籍図等の複写	1枚 250円
	固定資産評価額通知書	無 料
	固定資産課税台帳等の閲覧	1年度 100円
	固定資産物件台帳の閲覧	1冊 100円
納税に関する証明	納税証明書	1年度 200円
	軽自動車税納税証明書（種別割）	無 料
法人所在に関する証明	法人所在証明書	1件 200円

申請の窓口

資産税課税務証明窓口（市役所東館2階20番）及び市内各窓口センター

（固定資産税に関する証明等及び法人所在に関する証明については、資産税課のみの対応）

申請に必要なもの

●窓口に来られた方及び同一世帯の親族（豊橋市内）の方の証明が必要な場合
運転免許証など、本人確認ができるもの

●代理人の場合

窓口に来られた方の運転免許証など本人確認ができるものと、依頼した方の委任状原本（委任状には、住所・氏名・生年月日が必要です。）

※申請内容により関係書類（相続関係では戸籍謄本等）などの提示が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。

国民健康保険税

Q 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の納付書が届きました。なぜでしょうか。

A ご家族の中でどなたか国民健康保険に加入されている方はいらっしゃいませんか。国民健康保険税は世帯を代表して世帯主が納税義務者となります。世帯主がお勤め先の健康保険に加入している場合、世帯主は課税の計算から除外されますが、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいれば、原則として世帯主あてに納税通知書をお送りしています。

国民健康保険税

Q 会社を辞めてから保険に加入していませんでしたが、どうしても病院に行きたいので、国民健康保険に入りたいのですが、国民健康保険税はどうなりますか。

A 国民健康保険は会社を辞めた翌日から資格が生じます。国民健康保険税は加入の届出をされた月から課税されるのではなく、会社を辞めた月からさかのぼって課税され、最大3年度前までかかります。会社を辞められたら14日以内に国民健康保険への加入の手続きをする必要があります。

納 税

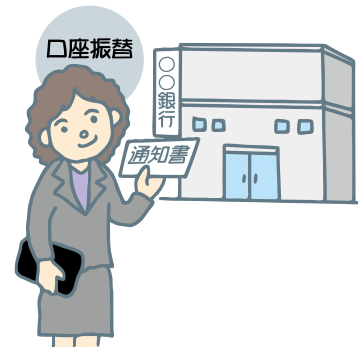
●口座振替の開始時期はいつからになりますか？

Q 6月中旬、私の所に市民税・県民税の納税通知書が届きました。今日（6月23日）市内の金融機関で口座振替の手続きをしたいと思いますが、いつから振替になるのでしょうか。

A 口座振替の開始時期は、あなたが金融機関で申し込まれた月の翌月末以降に到来する納期限から振替することになります。

したがって、8月の納期分（第2期分）から振替となります。

なお、第1期分は納付書を、金融機関、コンビニに持参し納付するか納付書に記載された納付方法にて納付してください。



納 税

●口座振替の金融機関を変更したいのですが？

Q 私は現在、固定資産税・都市計画税をA銀行の預金口座から振替していますが、B銀行の口座から振替るよう今日（6月16日）手続きしたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A B銀行の窓口で新たに口座振替の申し込みをしていただくことになります。なお、新しく指定されたB銀行の口座から振替が開始されるのは、翌月末以降に到来する7月の納期分（第2期分）からとなります。

納 税

●市税の随時分[※]は口座振替できますか？

Q 私は現在、市民税・県民税を口座振替で納めています。2月中旬、所得更正により市民税・県民税の随時分の納税通知書がきましたが、この随時分も口座振替で納めることができるのでしょうか。

A 市税及び国民健康保険税の随時分は、口座振替をおこなっていませんので納付書により金融機関、コンビニで納付又は納付書に記載された納付方法にて納付してください。

※随時分とは、通常の納期限とは別に収める分

納 税

●昨年まで口座振替になっていましたが、今年は現金納付の通知書がきました。なぜでしょうか？

Q 私は、固定資産税の共有分を口座振替していますが、共有者が変更になりました。この場合は、口座振替の手続きを新たにしなければ口座振替で納めることはできないでしょうか。

A 土地・家屋の共有の構成者が変更されると、通知書番号（整理番号）が変更になりますので新たに口座振替の手続きが必要です。再度の手続きをお願いいたします。

納 税

●納期限を過ぎてから納付する場合、延滞金の計算方法は？

Q 私は、固定資産税の第1期分（納期限5月31日）87,600円の納付を忘れていました。

8月23日に納付した場合の延滞金の計算方法を教えてください。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。

年2.4%の 割合の期間	$\left[\begin{array}{l} \text{納期限の翌日から} \\ \text{1か月を経過する日まで} \end{array} \right]$	年8.7%の割合の期間	延滞金
$\frac{87,000\text{円(A)} \times 0.024 \times 30\text{日}}{365\text{日}} \text{(B)} + \frac{87,000\text{円(A)} \times 0.087 \times 54\text{日}}{365\text{日}} \text{(B)} \div 1,200\text{円(C)}$			

※(A)…未納額の1,000円未満の端数切捨て
 (B)…算出した額の1円未満の端数切捨て
 (C)…算出した合計額の100円未満の端数切捨て

納 税

●市税を納め過ぎたときは？

Q 私は、市民税・県民税の第2期分について、当初送付された納付書を紛失したと思い、再交付された納付書で二重に納めてしまいました。この納め過ぎた税金を返してほしいのですが。

A 市役所で納め過ぎが確認できしだい「還付通知書」をあなた宛にお送りします。

通知書が届きましたら、「口座振込依頼書」に必要事項を記入のうえ返送してください。あなたの口座に還付金が振り込まれます。



納 税

●コンビニで納められる税金は？

Q コンビニで税金が納められるそうですが、納められる税金を教えてください。

A 市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

納 税

●コンビニで取扱う納付書は？

Q 私は、納期内に固定資産税1期分の315,000円をコンビニで納めようと思いましたが、取扱ってもらえませんでした。どうしてでしょうか？

A 次のような納付書は、コンビニで納めることができません。

- ・バーコードの印字がない納付書（金額が30万円を超える納付書※1）
- ・コンビニでの取扱い期限※2を過ぎた納付書
- ・破損、汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額を訂正したものや、延滞金欄に金額を記入した納付書

※1（30万円を超える納付書については、納税課にご連絡いただければ限度額以下に分割したものをお送りします。）

※2（取扱い期限とは、納付書に「納期限」と印刷されたものは納期限の翌日から30日後、納付書に「指定期限」と印刷されたものは指定期限の翌日から30日後となります。）

税の窓口

問い合わせたいこと	問い合わせ先	
個人市民税・県民税のことは	☎ 0532-51-2200	市民税課 (FAX 0532-55-3203)
法人市民税及び事業所税のことは	☎ 0532-51-2195	
市たばこ税、鉱産税及び入湯税のことは	☎ 0532-51-2197	
固定資産税及び都市計画税(土地)のことは	☎ 0532-51-2215	資産税課 (FAX 0532-56-5088)
固定資産税及び都市計画税(家屋)のことは	☎ 0532-51-2220	
固定資産税(償却資産)のことは	☎ 0532-51-2226	
軽自動車税のことは	☎ 0532-51-2210	
市税に関する各種証明のことは	☎ 0532-51-2229	
口座振替のことは	☎ 0532-51-2235	納税課 (FAX 0532-56-5110)
市税の収納及び督促並びに過誤納金の還付のことは	☎ 0532-51-2237	
納税相談及び滞納処分のことは	☎ 0532-51-2241	
国民健康保険税の課税のことは	☎ 0532-51-2295	国保年金課 (FAX 0532-55-2929)
固定資産評価審査委員会のことは	☎ 0532-51-2027	行政課 (FAX 0532-56-0789)
国税のことは	☎ 0532-52-6201	豊橋税務署
県税のことは	☎ 0532-54-5111	愛知県東三河県税事務所